

## 徳島市景観審議会公開細則

(趣旨)

第1条 この細則は、徳島市景観審議会運営要綱第6条第2項の規定に基づき、徳島市景観審議会（以下「審議会」という。）の公開に関し、必要な事項を定める。

(会議の開催の周知)

第2条 会議の開催の周知は、徳島市のホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

2 周知の内容は、会議の名称、日時、場所、議題、傍聴申込みの受付期間その他必要な事項とする。

(会議の傍聴)

第3条 会議の傍聴ができる者は、徳島市情報公開条例第5条第1号から第4号までに該当する者のほか、審議会の傍聴を必要とする理由を明示して希望する者とする。

2 会議の傍聴を希望する者は、前条の規定により周知された手続により申し込むものとする。

3 傍聴人は、受付期間内に申込みのあった者の中から決定するものとする。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、10人以内とする。

2 傍聴を希望する者が定員を超える場合は、抽選によって傍聴人を決定する。

(会議場へ入場できない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴人として会議場へ入場することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、哄笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

(1) 会長がその会議について非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。

(2) 傍聴人が、この細則に定める規定に違反し、是正指導に従わず、会長が退場を命じたとき。

(報道関係者の取扱)

第10条 徳島市市政記者クラブに加盟する社の記者その他の会長が報道関係者と認める者（以下「報道関係者」という。）は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

2 第5条から前条までの規定は、報道関係者が会議を傍聴する場合に準用する。ただし、報道関係者は、第7条の規定にかかわらず、議案の審議に入るまでの間に限り、写真やビデオ等の撮影及び録音をすることができる。

(会議録の公表)

第11条 会議録の内容は、原則として公表するものとする。ただし、徳島市情報公開条例第7条各号に掲げる情報については、この限りではない。

## 附 則

この細則は、平成25年7月5日から施行する。